

労務

〈令和6年度の雇用保険料率〉
～令和5年度と同率です～

○令和6年4月1日～令和7年3月31日

負担者 種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産 ※清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の事業の率が適用されます。

税務

定率減税について

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施されることとされており、今後の事務処理についても情報が必要となります。国税庁は以下に特設サイトを設けましたのでご覧ください。

定率減税 特設サイト

所得税の定率減税に関する最新の情報はこちら



URL :

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

商工会へのご相談について（お願い）

中能登町商工会では、地震に伴う各種補助金、税務申告などにより、ご相談が大変混み合っております。

ご予約なしにご訪問された場合、すぐに対応できないことがありますので、ご相談の際はご予約をお願いいたします。

☆ご予約先電話番号

(0767) 76-1221



サービス部会活動報告



意見交換をする部会員の皆さん

サービス部会研修会

2月21日（木）商工会本所において「物流の2024年問題対策を考える」というテーマにて研修会を開催いたしました。今後、トラックドライバーの不足が懸念される中において、物流を利用する荷主に幅広く影響が及ぶことから問題の本質を学びそれらに対処することを考える機会となりました。

研修会は、座学と意見交換会の2部構成とし、様々な意見を交わすことができました。



能登半島地震に係る見舞金の送付について

この度の「令和6年能登半島地震」の影響により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

中能登町商工会では、今回の地震に際し、見舞金を送らせていただいております。見舞金は、会員様一律三万円、2月29日（木）指定口座へ送金しました。ご確認下さい。

なお、見舞金の税務処理は左記のとおりとなります。

○個人事業主の方
個人事業主の「所得税」は、課税されません。事業主勘定にて処理。

○法人事業主の方

法人企業の「法人税」については、益金に算入（雑収入等）となります。

※消費税については、不課税取引となります。

経営のパートナーは商工会（新規会員募集中）